

(仮称)ハーベストセンター基本計画策定業務  
公募型プロポーザル実施要項

1. 実施の目的

(仮称)ハーベストセンターとは、南摩ダム建設による地域経済及び地元住民への影響緩和のため、地域活性化を目的に整備を予定している地域振興拠点施設です。

民間主体による運営を想定していることから、民間活力が最大限に発揮できるよう、市場ニーズを的確に捉え、採算性の高い施設となることを目指しています。

そのためには、最新の経済動向や観光客の動態についての知見をもとにした整備方針の作成や、収支の予測、そしてライフランニングコスト削減への取り組みも欠かせません。

そこで、基本計画を策定するにあたり、これらの高度な知識を有し、実績のある事業者を選ぶため、公募型プロポーザルを実施します。

2. 業務概要

(1) 業務名称 (仮称)ハーベストセンター基本計画策定業務(以下、「本業務」)

(2) 業務内容 (仮称)ハーベストセンターの基本計画の策定

詳細は、本業務の仕様書及び特記仕様書のとおり

(3) 整備予定地 鹿沼市上南摩町沢口地区

(4) 履行期間 契約締結日から平成31年3月8日(金)まで

(5) 業務量の目安 本業務の参考業務規模は1,300万円(消費税及び地方消費税を含む)を限度とします。\*

\*この金額を超える提案は、無効となります。

(6) 支払条件 完了後支払とします。ただし3/10を限度として前金払いを請求できるものとします。

3. 実施方法

(1) 本業務の業者選定は、公募型プロポーザルにより実施します。

(2) 選定は二段階審査により実施します。

1次審査は、参加表明書と実績報告書等をもとに、4者程度に選考します。

2次審査は、1次審査通過者から「業務実施方針及び手法」と特定テーマに関する「企画提案書」を徴収し、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施します。

(3) 審査により、最も得点の高かった提案を特定し、その者を契約候補者とします。

4. 契約方法

前述の方法により選定された契約候補者と、契約内容について協議の上、随意契約により契約します。その際の金額は、2次審査で提出していただく見積書の金額とします。

## 5. 実施スケジュール

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| (1) 公告                      | 平成30年7月25日(水)          |
| (2) 公募内容に関する質問の受付           | 平成30年7月25日(水)～8月6日(月)  |
| (3) 公募内容に関する質問への回答          | 平成30年7月25日(水)～8月10日(金) |
| (4) 一次審査(参加表明書の提出)          | 平成30年7月25日(水)～8月6日(月)  |
| (5) 一次審査(実績書等の提出)           | 平成30年7月25日(水)～8月10日(金) |
| (6) 参加資格確認結果及び一次審査結果の通知     | 平成30年8月21日(火)頃         |
| (7) 二次審査(企画提案書等の提出)         | 平成30年8月21日(火)頃～9月7日(金) |
| (8) 二次審査(プレゼンテーション)         | 平成30年9月18日(火)          |
| (9) 二次審査の結果通知(選定・非選定者結果の通知) | 平成30年9月28日(金)頃         |
| (10) 契約締結                   | 平成30年10月上旬予定           |

## 6. 参加資格等

### (1) 資格要件

公募に参加する事業者は、次に掲げる項目すべてを満たすことが要件です。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成29・30年度鹿沼市競争入札参加資格者名簿に建設コンサルタントとして登録されている者。または、それに準ずる資格を有すると認められる者。※  
※平成29・30年度鹿沼市入札参加資格者名簿に登録のない者は、入札参加資格審査に必要な書類を提出し、入札参加資格を有すると認められれば、資格要件(イ)を有するものとします。

※建設コンサルタントとしての登録がない者は、建設コンサルタントとして登録してある者と共同で参加することも可能です。

(ウ) 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(エ) 平成20年度以降に、次に示す同種業務又は類似業務を受注し、完了した実績を有すること。

#### <同種業務>

- ①道の駅等の道路休憩施設に関する基本計画又は基本構想策定に関する業務
- ②商業施設や観光施設等を含んだ施設整備(特に温泉施設を有するもの)に関する基本計画又は基本構想策定に関する業務

#### <類似業務>

- ①道の駅等の道路休憩施設に関する基本設計又は実施(詳細)設計又は運営支援業務
- ②商業施設や観光施設等を含んだ施設整備(特に温泉施設を有するもの)に

関する基本設計又は実施（詳細）設計又は運営支援業務

（オ）設計共同体により参加する場合は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- ・ 2者以上で構成する設計共同体であること。
- ・ 構成員の代表者は、上記（ア）～（ウ）の条件を全て満たすこと。
- ・ 構成員のうち1者以上が、（エ）を満たすこと。

## （2）応募条件

（ア）参加表明書の提出は、参加を表明する者（設計共同体の構成員を含む。）1者につき1件とします。

（イ）参加表明書を提出できる者は、本業務に関する専門分野について、協力者（協力事業者）を加えることができます。

ただし、この協力者（協力事業者）となった者及びその者の所属する事業者は、参加表明書を提出できません。

（ウ）企画提案書の提出は、参加表明書を提出した1者につき1提案のみとします。

## 7. 応募手続き

### （1）参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり応募してください。

なお、いずれの書類も、郵送により提出してください。（持参不可・当日消印有効）

#### （ア）提出書類①

参加表明書（様式1）	1部
------------	----

受付期間 平成30年7月25日（水）～8月6日（月）

#### （イ）提出書類②

同種・類似業務受託実績報告書（事業者）（様式2）	2部
同種・類似業務受託実績報告書（配置予定管理（主任）技術者）（様式3）	2部
業務実施体制報告書（様式4）	2部

※様式2、様式3に関しては、記載内容が確認できる書類の添付が必要です。

受付期間 平成30年7月25日（水）～8月10日（金）

（ウ）選考結果の通知 平成30年8月21日（火）頃に電子メールで通知します。

### （2）質問の受付と回答

本プロポーザルについての質問は、質問書（様式5）により行うものとし、電子メールで質問書を送付（添付）してください。電子メールを送信した際は、その旨を

電話にて連絡し、受信を確認してください。

(ア) 受付期間 平成30年7月25日(水)～8月6日(月)まで

(イ) 提出方法 電子メールのみ

(ウ) 提出先 本要項巻末の担当窓口まで

(エ) 回答期間 平成30年7月25日(水)～8月10日(金)

(オ) 回答方法 参加表明者全員に電子メールで通知する。

また、原則として市ホームページにも公開する。

### (3) 企画提案書等の提出

1次審査合格者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

(ア) 受付期間 1次審査の結果を通知した日\*から9月7日(金)まで

※8月21日(火)頃予定

(イ) 提出方法 郵送のみ

(ウ) 提出先 本要項巻末の担当窓口宛て

(エ) 提出書類

①～④については、A4サイズを縦使い、片面使用、横書きとします。

①提案書等提出書(様式6)

②業務実施方針及び手法 書式は任意とする。A4サイズ1枚とする。

③企画提案書 書式は任意とする。特定テーマ1つにつきA4サイズ1枚とする。

④見積書(様式7) ※2.(5)の金額を超える提案は無効とします。

(オ) 記載すべき事項

<業務実施方針及び手法>

- ・業務への取組体制
- ・設計チームの特長(協力体制・業務分担体制等)
- ・特に重視する設計上の配慮事項(特定テーマに関する内容を除く)
- ・事業スキームと想定する実施スケジュール

<特定テーマ>

以下の①から③を特定テーマとします。いずれのテーマについても、本事業の予定地のような中山間地域、水源地域を想定し、企画提案書を作成してください。

①ダムとダム湖および周辺環境(山林や農地等)を活用した地域振興・観光についての考え方について

②温泉利用客の最近の動向と、本事業地において成功させるための考えについて

③本市が平成29年度に実施した「南摩ダム周辺整備に係るサウンディング型市場調査」において提案を受けた意見を本事業で活かす考えについて

キーワード：地域振興、温泉、ダム、湖面利用(アクティビティ)等との連携による相乗効果等

(カ) 提出部数 12部

## 8. プレゼンテーション審査の実施

提出された「事業の実施方針」及び「企画提案書」の内容について、次のとおりプレゼンテーション審査を実施します。

- (1) 日 時 平成30年9月18日(火)の指定する時間
- (2) 場 所 鹿沼市役所内の指定する会議室
- (3) 内 容 企画提案書の内容の説明(20分以内)  
質疑応答(10分程度)
- (4) 出席者 4名以内  
ただし、本業務にて予定される管理技術者及び主担当者を含むこと
- (5) 仕様機器等 本市で電源、プロジェクター、スクリーンは用意します。  
ただし、これ以外に必要なパソコン等については、各自持参願います。
- (6) 配布資料 当日の持参は不要(提出された企画提案書を事務局で配布する)  
それ以外の資料については、事前に協議した上で許可を得てください。
- (7) 失 格 正当な理由がなく、欠席または遅刻した場合は失格とします。
- (8) そ の 他 準備、撤収にかかる時間は各5分までとします。

## 9. 選考方法・審査基準

本プロポーザルの選考及び審査は、本市が設置する選考委員会により実施します。

1次審査と2次審査の点数を合計し、最も得点の高かった提案者を本業務の契約候補者とします。

- (1) 1次審査
  - (ア) 提出された資料等を元に、参加資格を有するか確認します。
  - (イ) 参加資格を有することが確認できた参加者については、提出された資料等を基に会社としての業務経験、技術者としての業務経験等を評価し、点数化します。
- (2) 2次審査
  - 1次審査合格者を対象に実施します。
  - 企画提案書とプレゼンテーションの内容を元に、選定委員会が審査し選考します。
  - 選考方法は次のとおりです。
    - (ア) 参加者ごとの企画提案内容について、別に定める評価基準により、各選定委員ごとに評価をします。
    - (イ) 評価結果を点数化し、各委員の点数の合計を、その参加者の得点とします。
    - (ウ) 1次審査と2次審査の点数を合計し、最も得点の高かった提案者を本業務の契約候補者とします。

(3) 審査基準

	審査項目	審査基準	配点	小計
1 次 審 査	参加資格確認	要項で示す参加資格を満たしているか提出書類で確認する。	点数化しない	25%
	事業者の実績 (H20以降)	・同種業務の実績(1件につき5%) ・類似業務の実績(1件につき2.5%)	5%	
	配置予定技術者の実績・資格	同種・類似業務の実績(数量)(H20以降) 【対象:配置予定管理(主任)技術者】 ・管理(主任)技術者として同種業務に従事(1件あれば10%) ・管理(主任)技術者として類似業務に従事(1件につき5%とし、2件で10%)	10%	
		同種・類似業務の実績(内容)(H20以降) 【対象:配置予定管理(主任)技術者】 ・管理(主任)技術者として同種・類似業務に従事したものについて、提出された業務実績(10件まで)の内容により評価し、提案者全体のうち1位の者を5%、2位の者を4%・・・とする。	5%	
		次のいずれかを有すれば5%とする。 【対象:管理(主任)技術者】 ・技術士 総合技術管理部門(建設部門関連) ・技術士 建設部門 ・この他については、選定委員会が同程度と認めた場合は同様に評価する。	5%	
2 次 審 査	業務実施方針 及び手法	業務実施方針 ・業務への理解度(背景・目的)を評価	10%	75%
		業務実施手法 ・実施手法、工程の妥当性を評価	10%	
	特定テーマ ①～③をそれぞれ評価する	・提案内容の的確性(有効性)についての評価 ・提案内容の独創性についての評価 ・提案内容の実現性についての評価	テーマ毎に15% 計45%	
	プレゼンテーションの評価	5%		
	参考見積りの評価 ※業務コストの妥当性について評価する	5%		

#### 10. 2次審査結果の通知方法、公表、質問、異議申し立て等

- (1) 通知予定日 平成30年9月28日(金)頃
- (2) 通知方法 特定・非特定に関わらず、電子メール及び文書で、2次審査に参加した全事業者に結果を通知します。
- (3) 通知内容 最も評価の高かった参加者(以下、「契約候補者」という)と次点の参加者(以下、「次点者」という)を通知します。
- (4) 結果公表 審査結果の概要について、市ホームページ等で公表します。  
なお、提案者名等については、契約候補者及び次点者のみ公表します。  
また、選定理由についても概要を公表します。
- (5) 質問等 審査結果に対する質問、異議申し立ては受け付けません。

#### 11. 失格事項

- (1) 提出書類等に虚偽の記載が認められた場合は、応募を無効とします。
- (2) 提出書類等が本要項に定める条件に適合しない場合は、失格とします。
- (3) 契約に至るまでの間、本市が不適格と認める事由が発生した場合は、失格とします。

#### 12. 契約締結

- (1) 最も優れた企画提案を特定した後、契約候補者と契約締結に向けた協議を行います。
- (2) 契約候補者からの企画提案内容等を基本とし、随意契約を締結します。
- (3) 契約候補者と契約に至らなかった場合は、次点者を契約候補者とし、契約に向けた協議を行います。
- (4) 次点者とも契約に至らなかった場合は、次に得点の高かった参加者を契約候補者として、契約に向けた協議を行います。
- (5) 契約書の作成を要します。

#### 13. 辞退

参加者の都合により辞退する場合は、辞退届(任意様式)に理由等の必要事項を記載し、記名押印の上、郵送で提出してください。

#### 14. プロポーザルの中止

下記のいずれかに該当する時は、本プロポーザルを中止します。

- (1) 本プロポーザルの参加者がいなかった場合。
- (2) 本市のやむを得ない理由により、プロポーザルを継続できないと判断した場合。

#### 15. その他の留意事項

- (1) プロポーザルに係る費用

本プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

なお、前項に示す事由により、本プロポーザルが中止となった場合でも、参加者はそれまでに要した費用を本市に請求することはできません。

(2) 提出された提案書等の取扱い

(ア) 提案書類の著作権は、応募者に帰属します。

(イ) 提案者から提出された資料は、提案者の選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがあります。

(ウ) 提出された提案書は原則として返却しません。

(エ) 提出された書類は、鹿沼市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、個人情報や、公開することが企業に不利益を与える情報等を除き、公開される可能性があります。

(3) 本市が提供する資料等の取扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルの応募以外の目的での使用を禁じます。

(4) 再委託の原則禁止

受託した業務を一括して第三者に委託することは認めません。ただし、軽微な内容であり、かつ効率的に業務を遂行する上で必要と思われるものについては、事前に市と協議の上、市が認めた場合は、業務の一部を再委託することができます。

(5) 予定技術者の変更

業務実施体制報告書（様式4）に記載した技術者を変更することは、原則として認めません。

ただし、本市がやむを得ないと認める場合（出産、介護、病気、死亡、退職等）は、この限りではありません。

担当窓口

（提出先及び当該業務全般に関すること）

鹿沼市 総務部 水資源対策課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

電話：0289-63-2263 FAX：0289-63-2143

電子メール：mizushigen@city.kanuma.lg.jp